

令和8年7月8日

香南市長
濱田 豪太 様

香南市水道審議会
会長 野村 正夫 

香南市水道審議会への諮問に対する答申について

令和8年5月19日付08香南水発第183号をもって、当審議会に対し諮問されました水道料金の改定について、慎重に審議を重ねた結果、次のとおり答申します。

記

香南市の水道料金については平成18年（2006年）の合併後、令和2年（2020年）簡易水道事業が上水道事業に統合され、これに伴う料金格差をなくすための料金改定と消費税率の改定以外、使用料金の改定は行われていない。

地方公営企業である水道事業は、利用者（加入者）からの水道料金収入で事業運営を行う「独立採算制」が原則として定められている。しかし、給水人口減や近年の急激な物価高騰、人件費の上昇などによる給水収益の減少は深刻であり、健全な水道事業を維持し安全で良質な水を安定的に給水するためには現行の水道料金を見直す必要があることから、付帯意見をつけ、別表の料金とすることが妥当と考える。また、新水道料金が反映される時期については、令和9年4月1日以降とし、令和9年6月分として請求する水道料金から適用することが妥当と考える。

付帯意見

1. 料金改定については、市民に対して、わかりやすく丁寧な説明を行われない。
2. 今後必要な老朽施設等の更新は、統廃合による施設規模の適正化、また漏水対策等を行い、有収率の向上を図られたい。

3. 地震や台風等の災害時に迅速な対応ができるよう、人材の育成や技術の承継に努められたい。
4. 水道審議会と下水道審議会を一体化し効率的な審議を行われたい。
5. 今後の料金改定については急激な負担増を避けるため、概ね4年を目途に見直しを行い、持続可能な水道事業を図られたい。



香南市水道事業給水条例

(料金)

第24条 料金は、次の表の基本料金、超過料金と給水装置に設置したメーターの使用料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

旧) ただし、10円未満については切り捨てとする。

新) ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

基本料金、超過料金の額（消費税を含まない）

用途	料金（1ヶ月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）	
			11～20m3	21m3以上
家庭用) 旧料金	1～10m3まで	886円	104円	116円
家庭用) 新料金	0～10m3まで	970円	130円	145円

用途	料金（1ヶ月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）	
			6～20m3	21m3以上
集落公民館用) 旧料金	1～5m3まで	400円	90円	100円
集落公民館用) 新料金	0～5m3まで	500円	115円	125円

用途	料金（1ヶ月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1m3につき）	
			14m3以上	
家庭用・集落公民館以外) 旧料金	1～13m3まで	1,266円	116円	
家庭用・集落公民館以外) 新料金	0～13m3まで	1,350円	145円	

メーター使用料金表（消費税を含まない） ※今回は改定なし

用途	基本料金（1ヶ月につき）
13ミリメートル	100円
20ミリメートル	200円
25ミリメートル	300円
30ミリメートル	400円
40ミリメートル	500円
50ミリメートル	1,200円
75ミリメートル	2,200円
100ミリメートル	2,600円

(新設分担金)

第31条 給水装置新設分担金（以下「新設分担金」という。）は、次の区分により、給水装置の新設及び増径工事申込者から徴収する。この場合において、増径工事申込者から徴収する新設分担金は、新口径にかかる新設分担金と旧口径にかかる新設分担金との差額とする。

新設分担金（消費税を含む。） ※今回は改定なし

用途	基本料金（1ヶ月につき）
13ミリメートル	44,000円
20ミリメートル	55,000円
25ミリメートル	110,000円
30ミリメートル	187,000円
40ミリメートル	726,000円
50ミリメートル	1,397,000円
75ミリメートル	4,642,000円
100ミリメートル	11,022,000円

